

広報わっさむ お知らせ版

2022. 3. 4 発行
NO.316

編集 総務課情報管理係 (TEL32-2421)
※お知らせ版は全ての人を読みやすいユニバーサルデザイン
フォントを使用しています

町立診療所からのお知らせ

町立診療所における3月診療医師の予定については下表のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

区分	月	火	水	木	金	土
午前		1 内科：伊尻医師 外科：山下院長	2 内科：伊尻医師 外科：山下院長	3 内科：伊尻医師 外科：山下院長	4 内科：伊尻医師 外科：山下院長	5 山下院長
午後		伊尻医師	伊尻医師	伊尻医師	伊尻医師	
午前	7 内科：佐々木医師 外科：山下院長	8 内科：佐々木医師 外科：山下院長	9 内科：佐々木医師 外科：山下院長	10 内科：佐々木医師 外科：山下院長	11 内科：佐々木医師 外科：山下院長	12 山下院長
午後	佐々木医師	佐々木医師	佐々木医師	佐々木医師	佐々木医師	
午前	14 内科：伊尻医師 外科：山下院長	15 内科：伊尻医師 外科：山下院長	16 内科：伊尻医師 外科：山下院長	17 内科：伊尻医師 外科：山下院長	18 内科：伊尻医師 外科：山下院長	19 休診
午後	伊尻医師	伊尻医師	伊尻医師	伊尻医師	伊尻医師	
午前	21 祝日	22 内科：伊尻医師 外科：山下院長	23 内科：伊尻医師 外科：山下院長	24 内科：伊尻医師 外科：山下院長	25 内科：伊尻医師 外科：山下院長	26 休診
午後		伊尻医師	伊尻医師	伊尻医師	伊尻医師	
午前	28 内科：伊尻医師 外科：山下院長	29 内科：伊尻医師 外科：山下院長	30 内科：伊尻医師 外科：山下院長	31 内科：伊尻医師 外科：山下院長		
午後	伊尻医師	伊尻医師	伊尻医師	伊尻医師		

※3月7日(月)の内科診療開始時間は、午前9時45分となります。

※3月19日(土)、26(土)はコロナワクチン接種のため休診となります。

※診療所の開錠時間は午前8時00分です。

※午前の受付は、午前8時15分から対応しております。

【夜間や休日などの診療時間以外の時は・・・】

- 体調が悪い。気になる身体の症状がある。
- けがの応急処置方法が知りたい。
- 医療機関の情報が知りたい。 等々

そんな時は、『わっさむ健康あんしんダイヤル24』をご利用ください。

通話料 無料 **0120-200-714**
24時間 年中無休/通話料・相談料無料

※急病、重症のときは、119番(救急要請)におかけください

■詳しくは町立診療所まで (TEL32-2103)

3/13
(日)

コーラスにれ45周年記念演奏会 開演時間が変わります

町内で活動する「コーラスにれ」による町民自主企画「コーラスにれ45周年記念演奏会」を開催します。なお、2月18日(金)発行分のお知らせ版でも掲載しましたが、開演時間と賛助出演の方の一部が次のとおり変更となりました。感染症対策を行いながら実施しますので、ぜひお越しください。

- 日 時 令和4年3月13日(日) 開演13時30分～(開場13時00分)
(開演14時00分より変更)
- 場 所 和寒町公民館1階 恵み野ホール
- 入 場 料 無料(整理券配布)
- 賛助出演 金谷 羽純 氏(ピアノ演奏・伴奏)
(※和寒中学校音楽部は新型コロナ感染予防対策のため出演見合わせ)



※公民館または図書館で整理券(チケット)を無料で配布しております。

■詳しくは教育推進課社会教育係(TEL32-2477)または、コーラスにれ事務局まで(TEL32-3283)

「和寒町公民館運営審議会委員兼社会教育委員」を募集します

公民館活動や社会教育行政に対し、町民の幅広い意見を反映させるため、一般公募により委員を募集します。

本委員は、公民館活動や社会教育に関する計画の立案や、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるために必要な調査研究などを行います。

区 分	募集要項
募集人員	3名
応募要件	・町内在住者で、満20歳以上の方 ・公民館活動、社会教育について関心をお持ちの方 ・年3回程度、平日に開催される会議に出席可能な方（主に午後6時30分から） （会議に出席した際には、条例で規定する報酬及び費用弁償を支給します）
任 期	委嘱から令和6年3月31日まで（2年間 再任可）
応募期限	4月1日（金）まで
応募方法	①自薦（応募申込書に必要事項を記入し提出） ②他薦（推薦書に必要事項を記入し提出） ※応募申込書、推薦書は公民館、図書館に用意しています。
提出方法	公民館窓口に持参、郵送またはFAXのいずれかの方法で提出してください。
選 考	教育委員会で選考し、結果は全員に文書で通知します。
応 募 先	〒098-0133 和寒町字北町61番地 和寒町教育委員会教育推進課社会教育係 TEL 0165-32-2477 FAX 0165-32-3004

■詳しくは教育推進課社会教育係まで（Tel.32-2477）

令和4年度「おでかけハイヤー支援事業」受付が始まります

75歳以上の方に初乗り運賃の一部を助成するハイヤー券（4月以降利用分）を3月22日（火）から販売します。

利用のしかた	ハイヤー券1枚（200円）で、初乗り運賃（620円）区間を利用できます。 （1回の利用でハイヤー券1枚のみ使用可）
ハイヤー券	ハイヤー券6枚つづり、1組1,200円 ・1人8組まで購入できます。 ・8組を数回に分けて購入することができます。
販売している所	保健福祉センター・役場お客さま窓口
今、利用しているハイヤー券（オレンジ色）	有効期限が今年3月31日（木）までです。 期限を過ぎたハイヤー券は、返金または今回のハイヤー券購入の際に交換することができます。 4月28日（木）までに手続きをしてください。
その他	令和5年3月31日（金）までに75歳に達する方も該当します。 利用は士別ハイヤーのみです。



■詳しくは保健福祉課福祉係まで（Tel.32-2000）

珍しいお風呂に入りませんか？

保養センターでは、3月17日（木）に日本縦断湯めぐり紀行、20日（日）に変わり湯を実施します。日本縦断湯めぐり紀行では、「嬉野温泉（佐賀）」、変わり湯では、「烏龍茶湯」を実施します。ぜひ、この機会に保養センターをご利用ください。

- 日 程 3月17日（木）「日本縦断湯めぐり紀行 嬉野温泉（佐賀）」
3月20日（日）「烏龍茶湯」

- 開館時間 午後4時30分から午後9時30分まで（3月より変更）

※土日はサウナも入れます

※日本縦断湯めぐり紀行は、3月17日（木）「嬉野温泉（佐賀）」が最後の湯になります。



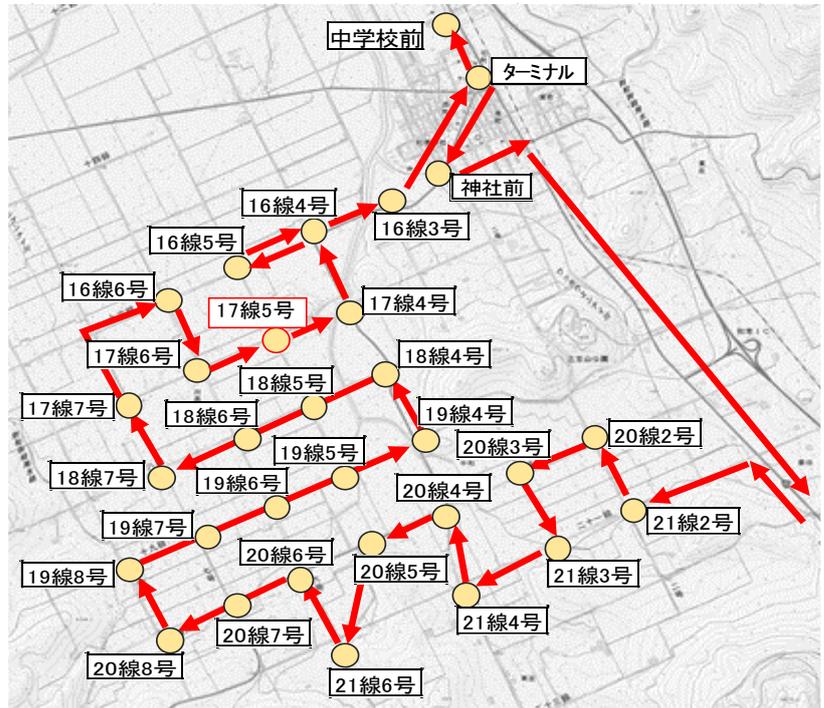
■詳しくは住民課環境衛生係まで（Tel.32-2422）

町営バス中和線の経路及び運行時間が変更となります

町営バス（第1便）はスクールバスと兼ねて運行しておりますが、この度、児童の安全な登下校のため、中和線の経路及び運行時刻を変更することになりました。

変更後の経路及び時刻は下記のとおりとなりますので、ご利用される皆さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

中和線 バス時刻表 第1便			
停留所	時刻	停留所	時刻
和寒ターミナル	7:15	}	
神社前	7:18	19線4号	7:47
21線2号	7:30	18線4号	7:48
20線2号	7:31	18線5号	7:49
20線3号	7:32	18線6号	7:50
21線3号	7:33	18線7号	7:51
21線4号	7:34	17線7号	7:52
20線4号	7:35	16線6号	7:54
20線5号	7:36	17線6号	7:55
21線6号	7:38	17線5号	7:56
20線6号	7:39	17線4号	7:57
20線7号	7:40	16線4号	7:58
20線8号	7:41	16線5号	7:59
19線8号	7:42	16線3号	8:01
19線7号	7:44	神社前	8:03
19線6号	7:45	和寒	8:05
19線5号	7:46	中学校前	8:06
}			



●変更日 4月1日（金）から

●経路変更に伴い、17線5号に停留所を新設します。

■詳しくは建設課管理係まで（Tel32-2424）

セルフメディケーションをご存じですか？

セルフメディケーションとは『自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること（WHO 世界保健機関による定義）』をいいます。健康の維持・増進と医療費の節約につながる方法として注目されています。

こんなこともセルフメディケーションです

①

運動やバランスの取れた食事、十分な睡眠などで、病気になるにくい体を作る。



②

年1回は健康診査を受ける。



③

市販薬（OTC 医薬品）を使って自分で手当てする



確定申告で、セルフメディケーション税制を使えばお得！

この制度は、一部の市販薬「OTC 医薬品」を年間 12,000 円以上購入した場合、確定申告により、超えた分の金額が総所得金額等から控除されるものです。控除を受けるには、健診を受診していることなど一定の条件があります。詳細は、厚生労働省のサイトをご確認ください。



【こんな薬が減税措置の対象になる可能性があります】

- ・かぜ薬 ・胃腸薬 ・鼻炎用内服薬 ・水虫、たむし用薬
- ・肩こり、腰痛、関節痛の貼付薬など

目印はこちら



■詳しくは住民課保険医療係まで（Tel32-2422）

申請お忘れはありませんか？ -新型コロナの影響による税と保険料の減免-

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料																						
減免対象者	<p>(1) 主たる生計維持者が新型コロナ感染症で死亡か重い傷病を負った世帯の方</p> <p>(2) 新型コロナの影響により主たる生計維持者の事業収入等（事業、給与、不動産、山林に限る）の減少が見込まれ、次のアからウの全てにあてはまる世帯の方。</p> <p>ア 主たる生計維持者の事業収入等（保険金等で補償された額は除く）が前年の収入額の70%以下に減ったこと。</p> <p>イ 減少する見込みの事業収入等以外の前年所得の合計が400万円以下であること。</p> <p>ウ 主たる生計維持者の前年の所得が1,000万円以下であること。</p>		<p>(2) 新型コロナの影響により主たる生計維持者の事業収入等（事業、給与、不動産、山林に限る）の減少が見込まれ、左記のアとイのいずれにもあてはまる世帯の方。</p>																						
減 免 額	<p>上記(1)の場合 全額</p> <p>(2)の場合 減少する見込みの収入に基づき計算した保険税(料)に下記の減免割合を適用した額。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前年の合計所得</th> <th style="text-align: center;">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">300万円以下</td> <td style="text-align: center;">10割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400万円以下</td> <td style="text-align: center;">8割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">550万円以下</td> <td style="text-align: center;">6割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">750万円以下</td> <td style="text-align: center;">4割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">2割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃業・失業</td> <td style="text-align: center;">10割</td> </tr> </tbody> </table>		前年の合計所得	減免割合	300万円以下	10割	400万円以下	8割	550万円以下	6割	750万円以下	4割	1,000万円以下	2割	廃業・失業	10割	<p>上記(1)の場合 全額</p> <p>(2)の場合 減少する見込みの収入に基づき計算した保険料に下記の減免割合を適用した額。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前年の合計所得</th> <th style="text-align: center;">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">210万円以下</td> <td style="text-align: center;">10割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">210万円超</td> <td style="text-align: center;">8割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃業・失業</td> <td style="text-align: center;">10割</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得	減免割合	210万円以下	10割	210万円超	8割	廃業・失業	10割
前年の合計所得	減免割合																								
300万円以下	10割																								
400万円以下	8割																								
550万円以下	6割																								
750万円以下	4割																								
1,000万円以下	2割																								
廃業・失業	10割																								
前年の合計所得	減免割合																								
210万円以下	10割																								
210万円超	8割																								
廃業・失業	10割																								
申請期限	令和4年3月31日(木)																								
必要書類	<p>申請には、主たる生計維持者の要件により次の書類が必要です。</p> <p>【死亡の場合】……………死亡診断書、死体検案書または死亡診断書に準ずる医師による証明書</p> <p>【重篤な傷病を負った場合】……………医師の診断書</p> <p>【事業等を廃止した場合】……………事業廃止届等、事実確認ができる書類</p> <p>【失業した場合】……………雇用保険被保険者離職票等、失業したことがわかる書類</p> <p>【事業収入等が見込まれる場合】…給与明細、帳簿等の写し等、収入の減少がわかる書類</p>																								
問い合わせ	住民課保険医療係 (Tel.32-2422)		保健福祉課介護保険係 (Tel.32-2000)																						

■詳しくは住民課保険医療係 (Tel.32-2422) または保健福祉課介護保険係まで (Tel.32-2000)

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者への傷病手当金の支給

支給対象者	次の条件をすべて満たす方 (1) 和寒町国民健康保険被保険者又は北海道後期高齢者医療被保険者であること。 (2) 勤務先から給与の支払いを受けている被用者であること。 (3) 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間があること。 (4) 就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全額又は一部の支給を受けられなかったこと。
支給対象期間	就労できなかった期間のうち、始めの3日間連続して仕事を休んだ期間（待機期間）を除いた4日目以降の休みの期間（入院が継続する場合は最長1年6か月） ※4日目の休みが令和2年1月1日から令和4年3月31日までの期間に属することが必要
支給対象日数	就労対象期間において、就労を予定していた日数
支給金額	$(\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{支給対象日数}$
申請期限	休業した日の翌日から起算して2年間 ※申請される場合は事前にお問い合わせください。

■詳しくは住民課保険医療係まで（Tel.32-2422）

公営住宅の入居者を募集しています

以下の住宅の入居者を随時募集しています。お気軽にお問い合わせください。

●募集住宅情報

入居できる住宅		間取り	家賃	設備等	申込条件
公営住宅	日ノ出団地	3LDK	10,900～	住宅により備え付けの設備等が異なりますので、個別にお問い合わせください。	(1) 和寒町に住所を有する方、又は有することになる方 (2) 税及び使用料等を滞納していない方 (3) その他法令等による基準に該当の方 (4) ペットは飼育不可。暴力団関係者の方は入居できません。
	もみじ団地	3LDK	11,400～		
	しらかば団地	3LDK	15,200～		
		2LDK	12,000～		
	ひまわり団地	3LDK	14,700～		
		2LDK	18,100～		
あかしや団地	1LDK	8,600～			
	若草団地	1LDK	17,000～		
単身者向賃貸住宅	ジュネスハウスⅠ	1LDK	16,900～ (共益費含)	電気温水器・クッキングヒーター、FFストーブ、照明器具、トイレユニットバス、物置、駐車場スペース	(1)～(4)同上 (5) 満45歳未満の単身者の方
	ジュネスハウスⅡ				

※家賃は収入条件等により変動します。

●申込方法

建設課窓口に備付けの申込書に必要事項を記入し、捺印のうえ申し込んでください。

【添付書類】 住民票・所得証明書（いずれも入居者全員分）
納税証明書（町外者に限る）

●入居時の必要事項（申込時点では不要）

【敷金】 公営住宅：決定家賃の額の3か月分
単身者向賃貸住宅：60,000円
【連帯保証人】 1名（保証人の印鑑証明書添付）

■詳しくは建設課管理係まで（Tel.32-2424）